

# マイナンバー（個人番号・法人番号）の お届けのお願いについて

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月以降、お取引に際してマイナンバー（個人番号 または 法人番号）が必要となるお取引がございます。

当組合においては、**マイナンバー制度の開始により、法令に基づき、以下のお取引においてマイナンバーのお届けが必要となり、事前のお届けなどが必要な場合もございます**ので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、マイナンバーのお届けに際しては、**顔写真付きの本人確認書類などのご提示・写しのご提出（※ 過去に本人確認させていただいている方でも必要となります。）**と、**当組合所定の書面への署名**をお願いいたします。

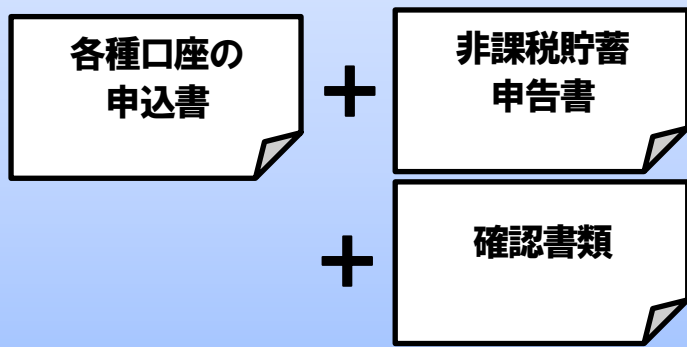
※ マイナンバーとは、個人のお取引先様の場合は「個人番号」、法人のお取引先様の場合は「法人番号」として、法令により定められた税分野・社会保障分野・災害対策分野において個人や法人を識別するために指定されるものをいいます。

## 非課税申告（マル優・マル特）をご利用のお客様

平成28年1月以降に、マル優・マル特をご利用の口座を開設される場合、個人番号（マイナンバー）のお届けが必要となります。

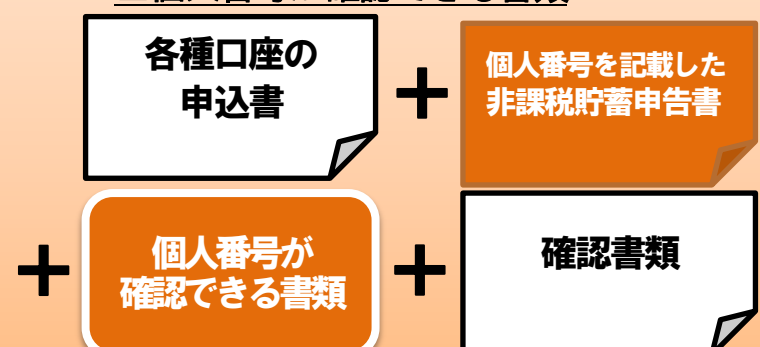
従来

- 各種申込書・（定期預金申込書など）
- 非課税貯蓄申告書・変更届・廃止届
- マル優等の必要要件を満たすことを確認できる各種「確認書類」



平成28年  
1月以降

- 口座開設等の申込書（定期預金申込書など）
- “個人番号を記載した”非課税貯蓄申告書
- マル優等の必要要件を満たすことを確認できる各種「確認書類」
- 個人番号が確認できる書類



●既に、マル優をご利用の定期預金などをご契約いただいている場合でも、**書替・継続（自動継続を含む）のお手続きを行う場合は、個人番号のお届けが必要**となります。  
**お届けが無い場合、非課税でのお取り扱いができなくなります**ので、ご注意ください。

●**マル優をご利用の定期預金の解約、マル優・マル特の限度額変更、廃止のお届けなどのお手続きを行う場合にも、個人番号のお届けが必要**となります。

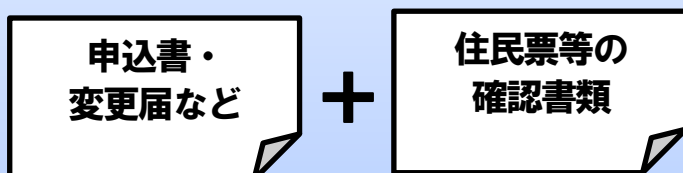
●平成28年1月以降に満期を迎えるマル優をご利用いただいている定期預金の、**テレホンバンキングでの書替は、事前に“個人番号を記載した”「非課税申告書」のお届けいただいている場合を除き、お取り扱いできなくなります**ので、ご注意ください。

## NISA口座を開設・ご利用のお客様

平成28年1月以降、NISA口座の開設や既にご利用のNISA口座に関する変更、廃止のお手続きに際しては、個人番号（マイナンバー）のお届けが必要となります。平成27年以内にNISA口座の開設をお申込された場合も、NISA口座の開設が平成28年1月以降となる場合には、個人番号のお届けが必要となります。

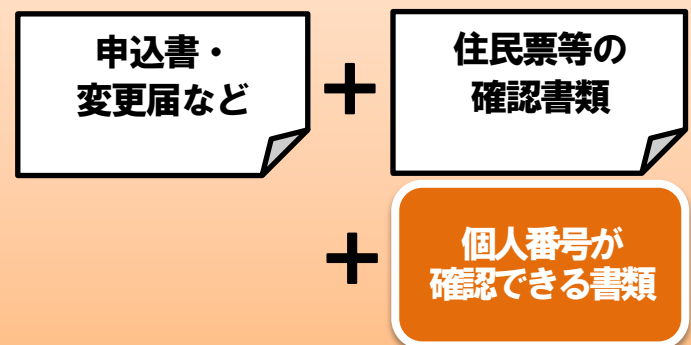
従来

- 申込書（少額投資非課税口座申込書）または 変更届など
- 住民票等の確認書類



平成28年  
1月以降

- 申込書（少額投資非課税口座申込書）または 変更届など
- 住民票等の確認書類
- 個人番号が確認できる書類



※住民票等の確認書類は、基準日（平成25年1月1日）時点の住所が確認でき、当組合受領時点から6ヵ月以内に作成されたものに限りま。

●NISA口座の開設は、税務署への申請手続きなどにより、お申込いただいてから口座開設まで、2週間～3週間程度の期間が必要です。

**平成27年以内にNISA口座の開設をお申込みされた場合でも、NISA口座の開設が平成28年1月以降となる場合には、個人番号のお届けが必要**となりますので、ご了承ください。

## 投信信託の口座を開設・ご利用のお客様

平成28年1月以降に、投資信託の口座を開設される場合、個人番号 または 法人番号（マイナンバー）のお届けが必要となります。

従来

■申込書（総合取引申込書）

申込書

平成28年  
1月以降

■申込書（総合取引申込書）  
■個人番号が確認できる書類 または  
法人番号のご提示

申込書

個人番号が  
確認できる書類

または

法人番号  
のご提示

## 国債をご購入されるお客様

平成28年1月以降に、国債をご購入される場合、個人番号（マイナンバー）のお届けが必要となります。

従来

■申込書  
（債券振替決済口座設定申込書）

申込書

平成28年  
1月以降

■申込書  
（債券振替決済口座設定申込書）  
■個人番号が確認できる書類

申込書

個人番号が  
確認できる書類

## 出資金500万円超ご加入のお客様

平成28年1月以降、出資金を500万円超ご加入いただいている組合員の方は、個人番号 または 法人番号（マイナンバー）のお届けが必要となります。

平成28年  
1月以降

■個人番号が確認できる書類 または 法人番号のご提示

+

個人番号が  
確認できる書類

または

法人番号  
のご提示

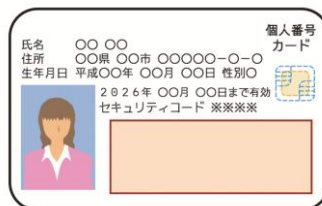
## 個人番号が確認できる書類

■個人番号が確認できる書類とは、以下のいずれかの書類となります。上記の各種取引に該当する場合には、以下のいずれかが必要となります。

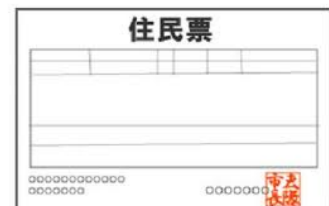
平成27年10月以降、  
各地方自治体から送付される  
「通知カード」



平成28年1月以降、  
希望者に各地方自治体が発行する  
顔写真付きの「個人番号カード」



個人番号が記載された、  
「住民票の写し」または  
「住民票記載事項証明書」



■また、「個人番号の確認できる書類」のお届けに際しては、法令の定めに基づき、**以下に記載の本人確認書類のご提示・写しのご提出（※ 過去に本人確認させていただいている方も必要となります。）**と、**当組合所定の書面への署名**をお願いいたします。

運転免許証

パスポート

身体障害者手帳

住民票

住民票の記載事項証明書  
（交付から6ヶ月以内）

在留カード

（特別）児童扶養手当証明書

年金手帳

健康保険や介護保険等の  
被保険者証

など

## 法人番号が確認できる書類

■法人番号は、各地方自治体から送付される「法人番号通知書」のほか、「履歴事項全部証明書」、国税庁の法人番号公表サイト等で確認できます。ご提示に際しては、当組合所定の書面に記載してのご提出をお願いします。